

所得段階	概要	保険料年額
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	基準額×0.5 20,300円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方	基準額×0.75 30,400円
第3段階 (基準額)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方	基準額×1.0 40,600円
第4段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25 50,700円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5 60,900円

国民健康保険に加入している方の保険料は、所得

健康保険・共済組合に加入している方の保険料は、給料に応じて異なり、原則として半分を事業主が負担します。また、被扶養者の分も含まれます。

国民健康保険に加入している方の保険料は、所得

国民健康保険に加入している方の保険料は、給料に応じて異なり、原則として半分を事業主が負担します。また、被扶養者の分も含まれます。

この基準額を中心に、前年の所得などにより、5段階に調整されます。所得段階別の保険料については、表1のとおりです。

40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者といい、介護分と医療分を合わせて医療保険料として納めます。

健康保険・共済組合に加入している方の保険料は、給料に応じて異なり、原則として半分を事業主が負担します。また、被扶養者の分も含まれます。

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料の基準額については市町村ごとに決められていて、福生市の基準額の年額は、4万6百円です。

この基準額を中心に、前年の所得などにより、5段階に調整されます。所得段階別の保険料については、表1のとおりです。

6 介護保険料

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料の基準額については市町村ごとに決められていて、福生市の基準額の年額は、4万6百円です。

この基準額を中心に、前年の所得などにより、5段階に調整されます。所得段階別の保険料については、表1のとおりです。



介護保険料についてお問い合わせの多い質問「Q & A」

Q1 65歳になったばかりなのですが、年金からの天引きはいつから始まるのですか？

A 翌年10月からです。たとえば誕生日が4月の方は、天引きの開始まで1年6か月かかります。基本的には月が進むにつれて、開始までの期間は少なくなります。4月生まれの方は一番期間が長く待つことになってしまうので、特別徴収の実施について迅速化が検討されています。

Q2 65歳になったら、介護保険料は年金から引かれると聞いていましたが、納付書が届きました。二重に支払うことになりませんか？

A 65歳の誕生日の前日が第1号被保険者の資格取得日となります。例えば、10月23日が誕生日の方は、所得段階の保険料額の1年分のうち、10月から翌年の3月までの月数(6か月)分が賦課の対象となります。すぐに年金からの天引き(特別徴収)になるのではなく、翌年度の9月までは市から介護保険料の納付書をお送りしますので、指定の金融機関でお支払いいただくか、口座振替をご利用ください。普通徴収の間は年金からは引かれませんが、年度途中で他の市町村から転入した方も同様です。

Q3 夫と二人暮らしで、国民健康保険に加入しています。来月、夫が65歳になりますが、介護保険料の支払い方法が変わりますか？私は、63歳です。

A ご主人は来月から第1号被保険者として介護保険料を納めます。納め方については前述のとおりです。ご注意ください。今まではご主人が、国民健康保険税と介護保険料を一緒に支払っていたのですが、来月からは国民健康保険税のみのお支払いになります。

国民健康保険では、年度途中で65歳になる方については、当初から65歳到達月の前月分までの保険料額となっています。ただし、奥様が第2号被保険者ですので、引き続き奥様の介護保険料を、国民健康保険税と一緒に支払いいただきます。

Q4 年度途中で突然普通徴収に変わりました。どうしたのでしょうか？

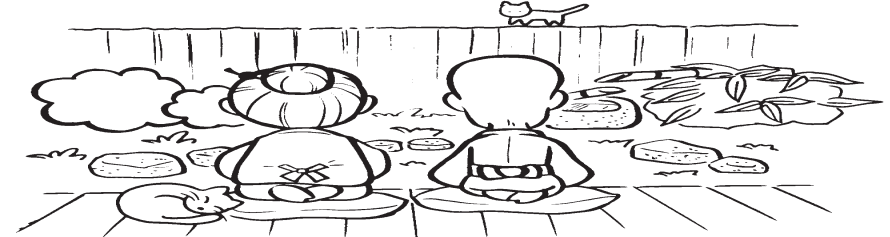
A 次のような理由が考えられます。年金の現況届を社会保険庁に提出するのを忘れてしまった場合は、年金の受給が停止してしまいます。その場合は、普通徴収になります。

また、年度途中の所得更正により、所得段階が変更して増額となる場合は、年金からの天引き(特別徴収)と、増額分を普通徴収とする併用になります。理由がよくお分かりにならないときは、保険年金課保険年金係へお問い合わせください。

Q5 去年は特別徴収だったのに、今年の8月頃に納付書が届きました。なぜですか？

A 原因はいくつか考えられます。

- ① 現況届の提出忘れなどの理由による年金受給停止のため
- ② 前々年度と比べて前年度の保険料段階が下がったため、前年度の保険料がその年の最終納期である2月年金受給分以前の納期で年額の保険料が納まってしまっているため(つまり、前年度2月分特別徴収保険料額が0円の方)
- ③ 受給している年金の年額が18万円未満になったことによる特別徴収中止のためこれらの理由により、納付書をお送りすることがあります。

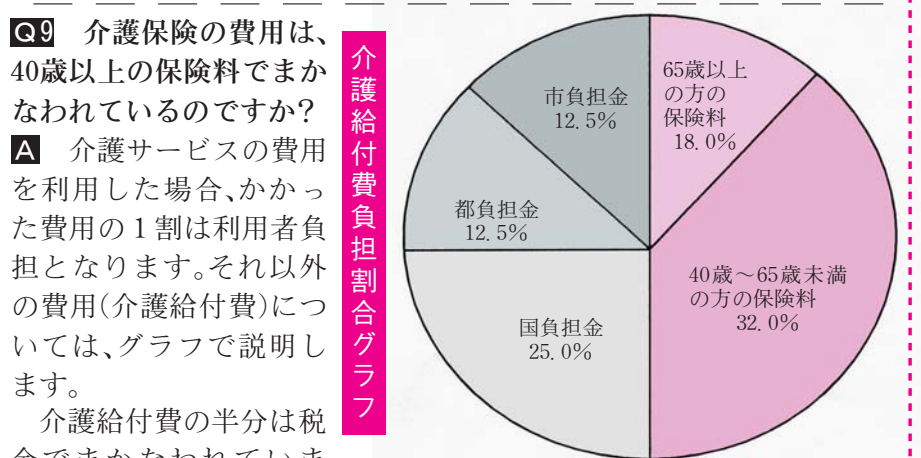


Q7 私は普通徴収です。8月に納付書が届いたのですが、突然また納付書が届きました。なぜでしょうか？

A 本人または同一世帯の方で所得の変更があり、保険料の段階が上がったためです。この場合、追加分の納付書が送られます。したがって、はじめに届いた納付書と、あとから届いた納付書の両方とも納めることになります。同じように特別徴収の方でも追加分の納付書が届くことがあります。理由とは同じです。

Q8 私は住民税非課税です。5月に息子(住民税課税)の世帯から一人だけ分離しました。現在保険料は第3段階なのですが、第2段階にはならないのですか？

A この場合、その年度の保険料に変更はありません。世帯の所得を判定する基準日は4月1日と決められているためです。よって、次の年度で本人が引き続き住民税非課税の単身世帯であれば、次の年度は第2段階になります。逆に、途中で所得のある方が4月1日以降に世帯合併をしても、その年の保険料段階はそのままになります。



Q9 介護保険の費用は、40歳以上の保険料でまかなわれているのですか？

A 介護サービスの費用を利用した場合、かかった費用の1割は利用者負担となります。それ以外の費用(介護給付費)については、グラフで説明します。

介護給付費の半分は税金でまかなわれています。残りの半分が40歳以上の保険料でまかなわれるしくみになっています。全国的に、年々介護サービスを利用する方が増えたことにより、財源がかなり厳しくなっています。

◎介護はまだまだ先のことで自分には無関係と考えていらっしゃる方も多いことと思います。けれども人生「一寸先は闇」で、いつ何が起るか予測がつかないものです。介護保険料を滞納すると、実際にサービスを利用することになったときに、滞納期間に応じた不利が生じるしくみになっています。納期限までにお支払いいただきますようお願いいたします。